

(別紙2) 業務品質評価基準一覧 (見直し案) 新旧対比表

※見直しの観点: ①外の環境の変化を捉えた見直し ②代理店からの照会内容を踏まえた設問の書きぶりの見直し ③代理店の業務品質調査結果を踏まえた見直し ④検討WG委員等からの意見を踏まえた見直し

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本適用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由
1. 顧客対応	(1) お客様ニーズに合致した提案の実施に関する態勢整備	① 意向把握・確認義務	基本項目	1	<p>以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている ※全て「1.はい」であれば達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 【意向把握・確認に係るプロセス】意向把握・確認に関する以下のプロセス ○お客様の意向の把握 ○意向に基づいた商品の提案ならびに意向と提案内容の対応関係の説明 ○当初意向と最終意向の比較および両者が相違している場合は相違点の確認 ○お客様の最終意向と申込内容の合致の確認（＝意向確認） ○【把握すべきお客様の意向】お客様の意向に関する以下の情報を把握すること <ul style="list-style-type: none"> ○どのような分野の保障を望んでいるか ○貯蓄部分を必要としているか ○【保険期間・保険料・保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨】 ○【意向確認書の取り付け】必ず申込までにお客様の意向を確認し、意向確認書（特定保険契約の場合は適合性確認書兼意向確認書）を契約者から取付けること ○【意向把握に係る態勢整備】 ○【ダイレクトメールやインターネット等の手法を用いて非対面で募集を行う場合に、お客様からの書類等の受領が1回に限定される方法による募集（1way募集）を行なう代理店のみ対象】 <ul style="list-style-type: none"> ○意向の把握（推定）について、推定の確度に留意して合理性・妥当性ある意向推定を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・例えばお客様の属性や既加入の保険内容等を把握している既契約者を対象にする等の対応をすること ・既契約者のみなさまのお客さま対象にダイレクトメール等を用いて非対面で募集を行う場合は、適切な意向推定の実現に向けて、お客様意向の推定の根拠を明らかにする措置を講じること（事前アート等に基づき送付先対象の選定を行なう等） ○商品・個別プランの内容について、お客様の理解度に十分配慮した上で、意向の対応状況を含めてわかりやすく表示すること ○当初意向と最終意向の比較（返信）について、当初意向に係る推定の確度を補うためにお客様自身が意向の比較を確実に行なうことができるよう工夫すること <ul style="list-style-type: none"> ・例えば推定した意向以外の意向の有無を確認することもできる「振り分け用のチェックシート」を同封することで、意向が相違した場合等にお客様が照会できるようにする等の工夫を講じること ○意向の確認について、お客様自身が確実に行なうことができるよう工夫すること ○意向把握・確認手法の実効性を検証し、お客様からの苦情や金融ADRへの申し立て等も踏まえて必要な改善に努める等、代理店においてお客様の目標に立ったP D C Aサイクルを確立し適切に運営すること 	1	<p>以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている ※全て「1.はい」であれば達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 【意向把握・確認に係るプロセス】意向把握・確認に関する以下のプロセス ○お客様の意向の把握 ○意向に基づいた商品の提案ならびに意向と提案内容の対応関係の説明 ○当初意向と最終意向の比較および両者が相違している場合は相違点の確認 ○お客様の最終意向と申込内容の合致の確認（＝意向確認） ○【把握すべきお客様の意向】お客様の意向に関する以下の情報を把握すること <ul style="list-style-type: none"> ○どのような分野の保障を望んでいるか ○貯蓄部分を必要としているか ○【保険期間・保険料・保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨】 ○【意向確認書の取り付け】必ず申込までにお客様の意向を確認し、意向確認書（特定保険契約の場合は適合性確認書兼意向確認書）を契約者から取付けること ○【意向把握に係る態勢整備】 ○【ダイレクトメールやインターネット等の手法を用いて非対面で募集を行う場合に、お客様からの書類等の受領が1回に限定される方法による募集（1way募集）を行なう代理店のみ対象】 <ul style="list-style-type: none"> ○意向の把握（推定）について、推定の確度に留意して合理性・妥当性ある意向推定を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・例えばお客様の属性や既加入の保険内容等を把握している既契約者を対象にする等の対応をすること ・既契約者のみなさまのお客さま対象にダイレクトメール等を用いて非対面で募集を行う場合は、適切な意向推定の実現に向けて、お客様意向の推定の根拠を明らかにする措置を講じること（事前アート等に基づき送付先対象の選定を行なう等） ○商品・個別プランの内容について、お客様の理解度に十分配慮した上で、意向の対応状況を含めてわかりやすく表示すること ○当初意向と最終意向の比較（振返り）について、当初意向に係る推定の確度を補うためにお客様自身が意向の比較を確実に行なうことができるよう工夫すること <ul style="list-style-type: none"> ・例えば推定した意向以外の意向の有無を確認することもできる「振返り用のチェックシート」を同封することで、意向が相違した場合等にお客様が照会できるようにする等の工夫を講じること ○意向の確認について、お客様自身が確実に行なうことができるよう工夫すること ○意向把握・確認手法の実効性を検証し、お客様からの苦情や金融ADRへの申し立て等も踏まえて必要な改善に努める等、代理店においてお客様の目標に立ったP D C Aサイクルを確立し適切に運営すること 			
	2	当初意向および最終意向について全件管理する態勢（当初意向および最終意向の記録・保存等）を整備している		2	当初意向および最終意向について全件管理する態勢（当初意向および最終意向の記録・保存等）を整備している					
	3	意向把握・確認義務に問い合わせ事項（No.1～2の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している		3	意向把握・確認義務に問い合わせ事項（No.1～2の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している					
	4	公的保険制度に関して、お客様の意向を踏まえて情報提供を行う態勢を整備（公的保険制度の説明ツールの配備等）している		4	公的保険制度に関して、お客様の意向を踏まえて情報提供を行う態勢を整備（公的保険制度の説明ツールの配備等）している					
	5	公的保険制度に関して、募集人に教育を実施している		5	公的保険制度に関して、募集人に教育を実施している					
	6	商談ごとの対応履歴について、当初意向から最終意向のプロセスについて全件管理する態勢を整備している（契約締結までの経緯について明確に記録されている）		6	商談ごとの対応履歴について、当初意向から最終意向のプロセスについて全件管理する態勢を整備している（契約締結までの経緯について明確に記録されている）					
	7	当初意向から最終意向に変更があった場合の合理性について、担当募集人以外による検証・確認を行う態勢（お客様対応記録の検証等）を整備している		7	当初意向から最終意向に変更があった場合の合理性について、担当募集人以外による定期的検証・確認を行う態勢（お客様対応記録の検証等、 ランダムサンプリング ）を整備している		追記・修正	③	第8回WGにて変更案をご提案しておりましたが、求めた態勢の例示として追記しました「ランダムサンプリング」について、その抽出条件には相当な幅があるところ、ランダムサンプリングを行なっていれば抽出条件にかかわらず達成と誤解を与えるおそれがあるため、例示としての記載を削除しております。	
	8	No.7の検証・確認を行う主体が営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者である		8	No.7の検証・確認を行う主体が営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者である					
	9	お客様ニーズの把握・実現に向け、お客様に対してテレマー（知識・理解力）向上に向けた取組みを実施している		9	お客様ニーズの把握・実現に向け、お客様に対してテレマー（知識・理解力）向上に向けた取組みを実施している					
② 情報提供義務（重要事項説明）	10	以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている ※全て「1.はい」であれば達成	基本項目	10	以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている ※全て「1.はい」であれば達成	10	以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている ※全て「1.はい」であれば達成			
	10-1	【権限等の明示】保険募集を行うに際してあらかじめ以下の事項を明示すること		10-1	【権限等の明示】保険募集を行うに際してあらかじめ以下の事項を明示すること					
	10-1-1	○保険募集人としての権限（保険契約の締結の媒介）		10-1-1	○保険募集人としての権限（保険契約の締結の媒介）					
	10-1-2	○所属保険会社等の商号、名称または氏名		10-1-2	○所属保険会社等の商号、名称または氏名					
	10-1-3	○取扱える保険会社の範囲（専属・兼合の別や保険会社の数等）		10-1-3	○取扱える保険会社の範囲（専属・兼合の別や保険会社の数等）					
	10-1-4	○告知受領権の有無		10-1-4	○告知受領権の有無					
	10-2	【お客様属性を踏まえた対応】 お客様のニーズに合致した提案を行い、お客様の知識・経験・財産の状況・契約締結時の目的・その他お客様の状況（年齢、障がいの有無等）を踏まえた上で契約の内容およびそのリスク等をお客さまに対して適切かつ十分に説明すること		10-2	【お客様属性を踏まえた対応】 お客様のニーズに合致した提案を行い、お客様の知識・経験・財産の状況・契約締結時の目的・その他お客様の状況（年齢、障がいの有無等）を踏まえた上で契約の内容およびそのリスク等をお客さまに対して適切かつ十分に説明すること					
	10-3	【重要事項の説明義務】契約締結前に以下の事項を行うこと		10-3	【重要事項の説明義務】契約締結前に以下の事項を行うこと					
	10-3-1	○【契約のおり／約款】契約締結前交付文書（契約概要／注意喚起情報）もしくは「契約概要」および「注意喚起情報」をお客さまに交付すること		10-3-1	○【契約のおり／約款】契約締結前交付文書（契約概要／注意喚起情報）もしくは「契約概要」および「注意喚起情報」をお客さまに交付すること					
	10-3-2	○【契約概要】および【注意喚起情報】の書面の交付の際に少々多くても以下の3項目を口頭にて説明すること		10-3-2	○【契約概要】および【注意喚起情報】の書面の交付の際に少々多くても以下の3項目を口頭にて説明すること					
	10-3-3	○当該書面を読むことが重要であること ○主な免責事由等お客様にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること ○特に、乗換、転換等の場合には、これらがお客様に不利益になる可能性があること		10-3-3	○当該書面を読むことが重要であること ○主な免責事由等お客様にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること ○特に、乗換、転換等の場合には、これらがお客様に不利益になる可能性があること					
	11	保険募集行為に際し、募集人がお客様に対し以下の事項を明示している ※全て「1.はい」であれば達成		11	保険募集行為に際し、募集人がお客様に対し以下の事項を明示している ※全て「1.はい」であれば達成	11	保険募集人としての権限（保険契約の締結の媒介）			
	11-1	○保険募集人としての権限（保険契約の締結の媒介）		11-1	○保険募集人としての権限（保険契約の締結の媒介）					
	11-2	○所属保険会社等の商号、名称または氏名		11-2	○所属保険会社等の商号、名称または氏名					
	11-3	○取扱える保険会社の範囲（専属・兼合の別や保険会社の数等）		11-3	○取扱える保険会社の範囲（専属・兼合の別や保険会社の数等）					
	11-4	○告知受領権の有無		11-4	○告知受領権の有無					
	12	契約締結前に、募集人がお客様に対し以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成		12	契約締結前に、募集人がお客様に対し以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成	12	【契約のおり／約款】契約締結前交付文書（契約概要／注意喚起情報）もしくは「契約概要」および「注意喚起情報」のお客さまへの交付ならびに適切な情報の提供			
	12-1	○【契約のおり／約款】契約締結前交付文書（契約概要／注意喚起情報）の書面の交付の際に以下の事項の口頭説明の実施		12-1	○【契約のおり／約款】契約締結前交付文書（契約概要／注意喚起情報）の書面の交付の際に以下の事項の口頭説明の実施					
	12-2	○【契約概要】および【注意喚起情報】の書面の交付の際に以下の事項の口頭説明の実施		12-2	○【契約概要】および【注意喚起情報】の書面の交付の際に以下の事項の口頭説明の実施					
	12-3	○当該書面を読むことが重要であること ○主な免責事由等お客様にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること ○特に、乗換、転換等の場合には、これらがお客様に不利益になる可能性があること		12-3	○当該書面を読むことが重要であること ○主な免責事由等お客様にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること ○特に、乗換、転換等の場合には、これらがお客様に不利益になる可能性があること					
	13	重要事項説明・情報提供に関し、実施すべき事項（No.10～12の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している		13	重要事項説明・情報提供に関し、実施すべき事項（No.10～12の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している					

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本応用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由																																							
I. 顧客対応	(1) お客さまニーズに合致した提案の実施	⑤ 特定保険契約募集に関するルール	基本項目	28	<p>以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている</p> <p>※全て「1.はい」であれば達成</p> <p>※特定保険契約を取扱っていない場合は「3.対象外」を選択</p> <table border="1"> <tr><td>【特定保険契約の場合】</td></tr> <tr><td>特定保険契約の場合は以下の情報を把握すること</td></tr> <tr><td>収益獲得を目的に投資する資金があるか</td></tr> <tr><td>預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思はあるか</td></tr> <tr><td>資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか</td></tr> <tr><td>【特定保険契約に係る禁止行為】</td></tr> <tr><td>以下の事項の禁止</td></tr> <tr><td>お客さまに迷惑となるような時間の電話または訪問</td></tr> <tr><td>契約締結にあたるお客さまへの利益提供や損失が生じた場合の補てん等ならびに補てんの約束等</td></tr> <tr><td>【特定保険契約に係る適合性確認】</td></tr> <tr><td>適合性確認のため以下の情報を収集すること</td></tr> <tr><td>お客さまの年齢</td></tr> <tr><td>職業</td></tr> <tr><td>資産・収入等の財産状況</td></tr> <tr><td>過去の金融商品の取り・購入経験</td></tr> <tr><td>保険料原資が既に締結されている金融商品の満期金または解約返戻金である場合、当該金融商品の種類</td></tr> <tr><td>加入目的</td></tr> <tr><td>特に「高齢のお客さま」に関して、「理解能力や判断能力」、「投資経験」、「投資性資産の保有割合」等の観点を踏まえた、一般的な適合性確認の基準に比してより一層厳格な適合性確認の基準（適合性を判断する上で、不適当と認められる場合には当該勧誘を中止する旨を含む）</td></tr> <tr><td>収集したお客さまの情報・加入目的等に照らして不適当と認められる勧説を行わないよう、適合性確認の基準や方法、当該基準に該当する場合の具体的な方策</td></tr> </table>	【特定保険契約の場合】	特定保険契約の場合は以下の情報を把握すること	収益獲得を目的に投資する資金があるか	預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思はあるか	資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか	【特定保険契約に係る禁止行為】	以下の事項の禁止	お客さまに迷惑となるような時間の電話または訪問	契約締結にあたるお客さまへの利益提供や損失が生じた場合の補てん等ならびに補てんの約束等	【特定保険契約に係る適合性確認】	適合性確認のため以下の情報を収集すること	お客さまの年齢	職業	資産・収入等の財産状況	過去の金融商品の取り・購入経験	保険料原資が既に締結されている金融商品の満期金または解約返戻金である場合、当該金融商品の種類	加入目的	特に「高齢のお客さま」に関して、「理解能力や判断能力」、「投資経験」、「投資性資産の保有割合」等の観点を踏まえた、一般的な適合性確認の基準に比してより一層厳格な適合性確認の基準（適合性を判断する上で、不適当と認められる場合には当該勧誘を中止する旨を含む）	収集したお客さまの情報・加入目的等に照らして不適当と認められる勧説を行わないよう、適合性確認の基準や方法、当該基準に該当する場合の具体的な方策	28	<p>特定保険契約を取扱っている代理店のみ対象</p> <p>※特定保険契約を取扱っていない場合は「3.対象外」を選択</p> <p>以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている</p> <p>※全て「1.はい」であれば達成</p> <p>※特定保険契約を取扱っていない場合は「3.対象外」を選択</p> <table border="1"> <tr><td>【特定保険契約の場合】</td></tr> <tr><td>特定保険契約の場合に以下の情報を把握すること</td></tr> <tr><td>収益獲得を目的に投資する資金があるか</td></tr> <tr><td>預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思はあるか</td></tr> <tr><td>資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか</td></tr> <tr><td>【特定保険契約に係る禁止行為】</td></tr> <tr><td>以下の事項の禁止</td></tr> <tr><td>お客さまに迷惑となるような時間の電話または訪問</td></tr> <tr><td>契約締結にあたるお客さまへの利益提供や損失が生じた場合の補てん等ならびに補てんの約束等</td></tr> <tr><td>【特定保険契約に係る適合性確認】</td></tr> <tr><td>適合性確認のため以下の情報を収集すること</td></tr> <tr><td>お客さまの年齢</td></tr> <tr><td>職業</td></tr> <tr><td>資産・収入等の財産状況</td></tr> <tr><td>過去の金融商品の取り・購入経験</td></tr> <tr><td>保険料原資が既に締結されている金融商品の満期金または解約返戻金である場合、当該金融商品の種類</td></tr> <tr><td>加入目的</td></tr> <tr><td>特に「高齢のお客さま」に関して、「理解能力や判断能力」、「投資経験」、「投資性資産の保有割合」等の観点を踏まえた、一般的な適合性確認の基準に比してより一層厳格な適合性確認の基準（適合性を判断する上で、不適当と認められる場合には当該勧誘を中止する旨を含む）</td></tr> <tr><td>収集したお客さまの情報・加入目的等に照らして不適当と認められる勧説を行わないよう、適合性確認の基準や方法、当該基準に該当する場合の具体的な方策</td></tr> </table>	【特定保険契約の場合】	特定保険契約の場合に以下の情報を把握すること	収益獲得を目的に投資する資金があるか	預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思はあるか	資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか	【特定保険契約に係る禁止行為】	以下の事項の禁止	お客さまに迷惑となるような時間の電話または訪問	契約締結にあたるお客さまへの利益提供や損失が生じた場合の補てん等ならびに補てんの約束等	【特定保険契約に係る適合性確認】	適合性確認のため以下の情報を収集すること	お客さまの年齢	職業	資産・収入等の財産状況	過去の金融商品の取り・購入経験	保険料原資が既に締結されている金融商品の満期金または解約返戻金である場合、当該金融商品の種類	加入目的	特に「高齢のお客さま」に関して、「理解能力や判断能力」、「投資経験」、「投資性資産の保有割合」等の観点を踏まえた、一般的な適合性確認の基準に比してより一層厳格な適合性確認の基準（適合性を判断する上で、不適当と認められる場合には当該勧誘を中止する旨を含む）	収集したお客さまの情報・加入目的等に照らして不適当と認められる勧説を行わないよう、適合性確認の基準や方法、当該基準に該当する場合の具体的な方策	28			
【特定保険契約の場合】																																																	
特定保険契約の場合は以下の情報を把握すること																																																	
収益獲得を目的に投資する資金があるか																																																	
預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思はあるか																																																	
資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか																																																	
【特定保険契約に係る禁止行為】																																																	
以下の事項の禁止																																																	
お客さまに迷惑となるような時間の電話または訪問																																																	
契約締結にあたるお客さまへの利益提供や損失が生じた場合の補てん等ならびに補てんの約束等																																																	
【特定保険契約に係る適合性確認】																																																	
適合性確認のため以下の情報を収集すること																																																	
お客さまの年齢																																																	
職業																																																	
資産・収入等の財産状況																																																	
過去の金融商品の取り・購入経験																																																	
保険料原資が既に締結されている金融商品の満期金または解約返戻金である場合、当該金融商品の種類																																																	
加入目的																																																	
特に「高齢のお客さま」に関して、「理解能力や判断能力」、「投資経験」、「投資性資産の保有割合」等の観点を踏まえた、一般的な適合性確認の基準に比してより一層厳格な適合性確認の基準（適合性を判断する上で、不適当と認められる場合には当該勧誘を中止する旨を含む）																																																	
収集したお客さまの情報・加入目的等に照らして不適当と認められる勧説を行わないよう、適合性確認の基準や方法、当該基準に該当する場合の具体的な方策																																																	
【特定保険契約の場合】																																																	
特定保険契約の場合に以下の情報を把握すること																																																	
収益獲得を目的に投資する資金があるか																																																	
預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思はあるか																																																	
資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか																																																	
【特定保険契約に係る禁止行為】																																																	
以下の事項の禁止																																																	
お客さまに迷惑となるような時間の電話または訪問																																																	
契約締結にあたるお客さまへの利益提供や損失が生じた場合の補てん等ならびに補てんの約束等																																																	
【特定保険契約に係る適合性確認】																																																	
適合性確認のため以下の情報を収集すること																																																	
お客さまの年齢																																																	
職業																																																	
資産・収入等の財産状況																																																	
過去の金融商品の取り・購入経験																																																	
保険料原資が既に締結されている金融商品の満期金または解約返戻金である場合、当該金融商品の種類																																																	
加入目的																																																	
特に「高齢のお客さま」に関して、「理解能力や判断能力」、「投資経験」、「投資性資産の保有割合」等の観点を踏まえた、一般的な適合性確認の基準に比してより一層厳格な適合性確認の基準（適合性を判断する上で、不適当と認められる場合には当該勧誘を中止する旨を含む）																																																	
収集したお客さまの情報・加入目的等に照らして不適当と認められる勧説を行わないよう、適合性確認の基準や方法、当該基準に該当する場合の具体的な方策																																																	
				29	<p>特定保険契約に係る広告等を行う代理店のみ対象</p> <p>以下の事項について全て正確に表示できている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告等を行う者の名称 ・手数料等に関する事項 ・市場リスクに関する事項 ・重要な事項についてお客さまの不利益となる事実 	29	<p>特定保険契約に係る広告等を行う代理店のみ対象</p> <p>以下の事項について全て正確に表示できている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告等を行う者の名称 ・手数料等に関する事項 ・市場リスクに関する事項 ・重要な事項についてお客さまの不利益となる事実 	29																																									
				30	<p>適合性確認について、実施状況を全て記録する態勢（ヒアリングシート等による、属性情報・資産収入等の財産状況・過去の金融商品の取り購入経験・保険料原資が金融商品となる場合の当該金融商品・加入目的等の情報の管理等）を整備している</p> <p>※特定保険契約を取扱っていない場合は「3.対象外」を選択</p>	30	<p>適合性確認について、実施状況を全て記録する態勢（ヒアリングシート等による、属性情報・資産収入等の財産状況・過去の金融商品の取り購入経験・保険料原資が金融商品となる場合の当該金融商品・加入目的等の情報の管理等）を整備している</p> <p>※特定保険契約を取扱っていない場合は「3.対象外」を選択</p>	30																																									
				31	<p>特定保険契約募集に問い合わせ事項（No.28～30の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している</p> <p>※特定保険契約を取扱っていない場合は「3.対象外」を選択</p>	31	<p>特定保険契約募集に問い合わせ事項（No.28～30の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している</p> <p>※特定保険契約を取扱っていない場合は「3.対象外」を選択</p>	31																																									
				29																																													
				30																																													
				31																																													
⑥ 高齢者募集ルール	基本項目	32		<p>以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている</p> <table border="1"> <tr><td>【高齢者募集ルール】</td></tr> <tr><td>以下のいずれかについて明文化（特定保険契約を販売する際には①および③を原則とする旨を定める必要があることに留意）</td></tr> <tr><td>※全て「1.はい」であれば達成</td></tr> <tr><td>①親族等の同席</td></tr> <tr><td>・保険募集時に高齢者およびその家族等の同席者に対して、商品内容の説明等を実施している</td></tr> <tr><td>②複数人の保険募集人による保険募集</td></tr> <tr><td>・2名以上の保険募集人により訪問等のうえ、商品内容の説明等を実施し、説明者ではない保険募集人が、高齢者の言動や態度を観察し、商品内容の理解度を確認する等の丁寧な対応を行っている</td></tr> <tr><td>③複数回の保険募集機会の設定</td></tr> <tr><td>・高齢者に対して、商品内容等について自身の意向に沿った内容であるかを検討する機会を確保する観点から、契約締結までに複数回の募集機会を設けている</td></tr> <tr><td>④保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受け付け後に高齢者に電話等を行い、高齢者の意向に沿った商品内容であることをあらためて確認している</td></tr> <tr><td>⑤役席者による事前承認</td></tr> <tr><td>・事前承認が形式的なものとならないよう、高齢者の商品内容についての理解度を把握した上で、個別・実効的な承認を行っていることに留意する</td></tr> <tr><td>⑥申込手続き後の電話等による申込内容の確認</td></tr> <tr><td>⑦会話内容等の録音による証跡管理</td></tr> <tr><td>⑧その他（①～⑦以外で代理店独自（※）で設定している高齢者募集ルール）</td></tr> <tr><td>※代理店が定めたルール（高齢者に対する保険募集ルール）とする場合には、当該ルールの適切性について事前の確認を必要とする保険会社もあることに留意</td></tr> </table>	【高齢者募集ルール】	以下のいずれかについて明文化（特定保険契約を販売する際には①および③を原則とする旨を定める必要があることに留意）	※全て「1.はい」であれば達成	①親族等の同席	・保険募集時に高齢者およびその家族等の同席者に対して、商品内容の説明等を実施している	②複数人の保険募集人による保険募集	・2名以上の保険募集人により訪問等のうえ、商品内容の説明等を実施し、説明者ではない保険募集人が、高齢者の言動や態度を観察し、商品内容の理解度を確認する等の丁寧な対応を行っている	③複数回の保険募集機会の設定	・高齢者に対して、商品内容等について自身の意向に沿った内容であるかを検討する機会を確保する観点から、契約締結までに複数回の募集機会を設けている	④保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受け付け後に高齢者に電話等を行い、高齢者の意向に沿った商品内容であることをあらためて確認している	⑤役席者による事前承認	・事前承認が形式的なものとならないよう、高齢者の商品内容についての理解度を把握した上で、個別・実効的な承認を行っていることに留意する	⑥申込手続き後の電話等による申込内容の確認	⑦会話内容等の録音による証跡管理	⑧その他（①～⑦以外で代理店独自（※）で設定している高齢者募集ルール）	※代理店が定めたルール（高齢者に対する保険募集ルール）とする場合には、当該ルールの適切性について事前の確認を必要とする保険会社もあることに留意	32	<p>以下の事項が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている</p> <table border="1"> <tr><td>【高齢者募集ルール】</td></tr> <tr><td>以下のいずれかについて明文化（特定保険契約を販売する際には①および③を原則とする旨を定める必要があることに留意）</td></tr> <tr><td>※全て「1.はい」であれば達成</td></tr> <tr><td>①親族等の同席</td></tr> <tr><td>・保険募集時に高齢者およびその家族等の同席者に対して、商品内容の説明等を実施している</td></tr> <tr><td>②複数人の保険募集人による保険募集</td></tr> <tr><td>・2名以上の保険募集人により訪問等のうえ、商品内容の説明等を実施し、説明者ではない保険募集人が、高齢者の言動や態度を観察し、商品内容の理解度を確認する等の丁寧な対応を行っている</td></tr> <tr><td>③複数回の保険募集機会の設定</td></tr> <tr><td>・高齢者に対して、商品内容等について自身の意向に沿った内容であるかを検討する機会を確保する観点から、契約締結までに複数回の募集機会を設けている</td></tr> <tr><td>④保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受け付け後に高齢者に電話等を行い、高齢者の意向に沿った商品内容であることをあらためて確認している</td></tr> <tr><td>⑤役席者による事前承認</td></tr> <tr><td>・事前承認が形式的なものとならないよう、高齢者の商品内容についての理解度を把握した上で、個別・実効的な承認を行っていることに留意する</td></tr> <tr><td>⑥申込手続き後の電話等による申込内容の確認</td></tr> <tr><td>⑦会話内容等の録音による証跡管理</td></tr> <tr><td>⑧その他（①～⑦以外で代理店独自（※）で設定している高齢者募集ルール）</td></tr> <tr><td>※代理店が定めたルール（高齢者に対する保険募集ルール）とする場合には、当該ルールの適切性について事前の確認を必要とする保険会社もあることに留意</td></tr> </table>	【高齢者募集ルール】	以下のいずれかについて明文化（特定保険契約を販売する際には①および③を原則とする旨を定める必要があることに留意）	※全て「1.はい」であれば達成	①親族等の同席	・保険募集時に高齢者およびその家族等の同席者に対して、商品内容の説明等を実施している	②複数人の保険募集人による保険募集	・2名以上の保険募集人により訪問等のうえ、商品内容の説明等を実施し、説明者ではない保険募集人が、高齢者の言動や態度を観察し、商品内容の理解度を確認する等の丁寧な対応を行っている	③複数回の保険募集機会の設定	・高齢者に対して、商品内容等について自身の意向に沿った内容であるかを検討する機会を確保する観点から、契約締結までに複数回の募集機会を設けている	④保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受け付け後に高齢者に電話等を行い、高齢者の意向に沿った商品内容であることをあらためて確認している	⑤役席者による事前承認	・事前承認が形式的なものとならないよう、高齢者の商品内容についての理解度を把握した上で、個別・実効的な承認を行っていることに留意する	⑥申込手続き後の電話等による申込内容の確認	⑦会話内容等の録音による証跡管理	⑧その他（①～⑦以外で代理店独自（※）で設定している高齢者募集ルール）	※代理店が定めたルール（高齢者に対する保険募集ルール）とする場合には、当該ルールの適切性について事前の確認を必要とする保険会社もあることに留意	32										
【高齢者募集ルール】																																																	
以下のいずれかについて明文化（特定保険契約を販売する際には①および③を原則とする旨を定める必要があることに留意）																																																	
※全て「1.はい」であれば達成																																																	
①親族等の同席																																																	
・保険募集時に高齢者およびその家族等の同席者に対して、商品内容の説明等を実施している																																																	
②複数人の保険募集人による保険募集																																																	
・2名以上の保険募集人により訪問等のうえ、商品内容の説明等を実施し、説明者ではない保険募集人が、高齢者の言動や態度を観察し、商品内容の理解度を確認する等の丁寧な対応を行っている																																																	
③複数回の保険募集機会の設定																																																	
・高齢者に対して、商品内容等について自身の意向に沿った内容であるかを検討する機会を確保する観点から、契約締結までに複数回の募集機会を設けている																																																	
④保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受け付け後に高齢者に電話等を行い、高齢者の意向に沿った商品内容であることをあらためて確認している																																																	
⑤役席者による事前承認																																																	
・事前承認が形式的なものとならないよう、高齢者の商品内容についての理解度を把握した上で、個別・実効的な承認を行っていることに留意する																																																	
⑥申込手続き後の電話等による申込内容の確認																																																	
⑦会話内容等の録音による証跡管理																																																	
⑧その他（①～⑦以外で代理店独自（※）で設定している高齢者募集ルール）																																																	
※代理店が定めたルール（高齢者に対する保険募集ルール）とする場合には、当該ルールの適切性について事前の確認を必要とする保険会社もあることに留意																																																	
【高齢者募集ルール】																																																	
以下のいずれかについて明文化（特定保険契約を販売する際には①および③を原則とする旨を定める必要があることに留意）																																																	
※全て「1.はい」であれば達成																																																	
①親族等の同席																																																	
・保険募集時に高齢者およびその家族等の同席者に対して、商品内容の説明等を実施している																																																	
②複数人の保険募集人による保険募集																																																	
・2名以上の保険募集人により訪問等のうえ、商品内容の説明等を実施し、説明者ではない保険募集人が、高齢者の言動や態度を観察し、商品内容の理解度を確認する等の丁寧な対応を行っている																																																	
③複数回の保険募集機会の設定																																																	
・高齢者に対して、商品内容等について自身の意向に沿った内容であるかを検討する機会を確保する観点から、契約締結までに複数回の募集機会を設けている																																																	
④保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受け付け後に高齢者に電話等を行い、高齢者の意向に沿った商品内容であることをあらためて確認している																																																	
⑤役席者による事前承認																																																	
・事前承認が形式的なものとならないよう、高齢者の商品内容についての理解度を把握した上で、個別・実効的な承認を行っていることに留意する																																																	
⑥申込手続き後の電話等による申込内容の確認																																																	
⑦会話内容等の録音による証跡管理																																																	
⑧その他（①～⑦以外で代理店独自（※）で設定している高齢者募集ルール）																																																	
※代理店が定めたルール（高齢者に対する保険募集ルール）とする場合には、当該ルールの適切性について事前の確認を必要とする保険会社もあることに留意																																																	
				33	<p>高齢者募集ルール（代理店が設定したルールおよび元受保険会社のルール）を遵守する態勢（高齢者チェックシートによる対応・年齢入力時のシステム上のアラート等）を整備している</p>	33	<p>高齢者募集ルール（代理店が設定したルールおよび元受保険会社のルール）を遵守する態勢（高齢者チェックシートによる対応・年齢入力時のシステム上のアラート等）を整備している</p>	33																																									
				34	<p>高齢者募集ルールに則り、実施すべき事項（No.32～33の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している</p>	34	<p>高齢者募集ルールに則り、実施すべき事項（No.32～33の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している</p>	34																																									
	応用項目	35		<p>高齢者募集ルールの遵守状況について、営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者がモニタリングを行っている</p>	35	<p>高齢者募集ルールの遵守状況について、営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者がモニタリングを行っている</p>	35																																										
⑦ お客さまの利便性向上に向けた態勢整備状況	基本項目	36		<p>ペーパーレス申込みをお客さまに提案できるようにインフラ整備を行っている</p>	36	<p>ペーパーレス申込みをお客さまに提案できるようにインフラ整備を行っている</p>	36																																										
	応用項目	37		<p>お客さまの要望に応じた対面・非対面募集の選択肢を提供している</p>	37	<p>お客さまの要望に応じた対面・非対面募集の選択肢を提供している</p>	37																																										
⑧ 早期消滅	基本項目	38		<p>短期（契約始期日から半年以内等、短期の期間の定義は各乗合保険会社のルールに従う）での失効・解約について、理由・経緯を分析・管理し、取扱者に事情を確認の上、必要に応じて指導する態勢を整備している</p>	38	<p>短期（契約始期日から半年以内等、短期の期間の定義は各乗合保険会社のルールに従う）での失効・解約について、理由・経緯を分析・管理し、取扱者に事情を確認の上、必要に応じて指導する態勢を整備している</p>	38	追記・修正	④	検討WG委員等からのご意見を踏まえ、表現を修正しております。																																							
	応用項目	39		<p>短期（契約始期日から半年以内等、短期の期間の定義は各乗合保険会社のルールに従う）での失効・解約の状況およびその改善策について全社で共有されている</p>	39	<p>短期（契約始期日から半年以内等、短期の期間の定義は各乗合保険会社のルールに従う）での失効・解約の状況およびその改善策について全社で共有されている</p>	39																																										
⑨ 募集資料等の適切な管理	基本項目	40		<p>保険会社が承認していない募集資料の使用の禁止について明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている</p>	40	<p>保険会社が承認していない募集資料の使用の禁止について明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている</p>	40																																										
		41		<p>募集資料を独自に作成している代理店のみ対象</p> <p>募集資料の作成・活用方法について明文化され、従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている</p> <p>※全て「1.はい」であれば達成</p>	41	<p>募集資料を独自に作成している代理店のみ対象</p> <p>募集資料の作成・活用方法について明文化され、従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている</p> <p>※全て「1.はい」であれば達成</p>	41																																										
		41-1		作成した資料に対し作成者以外による確認態勢（保険会社による承認の要否、申請・承認フロー等）が整備されている	41-1	作成した資料に対し作成者以外による確認態勢（保険会社による承認の要否、申請・承認フロー等）が整備されている	41-1																																										
		41-2		保険会社による承認要のもの、不要のものそれぞれについて承認番号や使用期限等の管理方法を定めている	41-2	保険会社による承認要のもの、不要のものそれぞれについて承認番号や使用期限等の管理方法を定めている	41-2																																										
		42		作成した募集資料が適切に管理されている（管理簿等による一覧管理が行われている、期限切れ資料の廃棄が行われている）	42	作成した募集資料が適切に管理されている（管理簿等による一覧管理が行われている、期限切れ資料の廃棄が行われている）	42																																										
	基本項目	43		募集資料を独自に作成しない代理店のみ対象	43	募集資料を独自に作成しない代理店のみ対象	43																																										
		44		代理店にて独自の募集資料を作成しないことが明文化され、従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている	44	代理店にて独自の募集資料を作成しないことが明文化され、従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている	44																																										
		44-1		以下事項を表示する旨が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている	44-1	以下事項を表示する旨が明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている	44-1																																										
		44-2		広告等を行う者の名称	44-2	広告等を行う者の名称	44-2																																										
		44-3		手数料等に関する事項	44-3	手数料等に関する事項	44-3																																										
		44-4		市場リスクに関する事項	44-4	市場リスクに関する事項	44-4																																										
		45		重要な事項についてお客さまの不利益となる事実	45	重要な事項についてお客さまの不利益となる事実	45																																										
		46		保険会社の募集資料（パンフレット等）が適切に管理されている（管理簿等による一覧管理が行われている、期限切れ資料の廃棄が行われている）	46	保険会社の募集資料（パンフレット等）が適切に管理されている（管理簿等による一覧管理が行われている、期限切れ資料の廃棄が行われている）	46																																										
	応用項目	47		募集資料等の適切な管理に問い合わせ、実施すべき事項（No.40～45の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している	47	No.42-45の管理状況について、営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者が確認を行っている	47																																										

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本応用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由
③ 勧誘方針・お客様本位の業務運営に係る方針	基本項目	48	勧誘方針について、以下の事項を包含したものを策定し全拠点で掲示・公表（※）されている ・勧説の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項 ・勧説の方法および時間帯に關し、勧説の対象となる者に配慮すべき事項 ・その他勧説の適正の確保に関する事項 ※ホームページの掲載のみならず、代理店の本店・営業店等の各代理店事務所での掲示・公表の対応が必要	48	勧説方針について、以下の事項を包含したものを策定し全拠点で掲示・公表（※）されなければならない ・勧説の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項 ・勧説の方法および時間帯に關し、勧説の対象となる者に配慮すべき事項 ・その他勧説の適正の確保に関する事項 ※ホームページに掲載されなければならない場合でも、代理店の本店・営業店等の各代理店事務所での掲示・公表の対応が必要	追記・修正	③	わかりやすさの観点で、文言を修正しております。		
		49	お客様本位の業務運営の原則に沿った方針を策定し以下のいずれかの対応を行っている ※いずれか1つ「1.はい」であれば達成 49-1 ホームページに掲載 49-2 全拠点で掲示・公表	49	お客様本位の業務運営の原則に沿った方針を策定し以下のいずれかの対応を行っている ※いずれか1つ「1.はい」であれば達成 49-1 ホームページに掲載 49-2 全拠点で掲示・公表					
	応用項目	50	お客様本位の業務運営に沿ったKPIを1項目以上設定し、ホームページ・代理店事務所等に実績を公表している	50	お客様本位の業務運営に沿ったKPIを1項目以上設定し、ホームページ・代理店事務所等に実績を公表している					
		51	お客様本位の業務運営に係る方針について、毎年振り返り・経営層への報告を行っている	51	お客様本位の業務運営に係る方針について、毎年振り返り・経営層への報告を行っている					
		52	振り返り結果を踏まえ、必要に応じて見直しを実施し公表する態勢を整備している	52	振り返り結果を踏まえ、必要に応じて見直しを実施し公表する態勢を整備している					

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本応用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由
I. 顧客対応	(2) 募集人教育	基本 項目	募集人教育	53	募集人教育の責任者を明確にしている	53	募集人・教育の責任者を明確にしている	削除	③	求める評価基準が他段階(No.156, 159)と重複するため、削除しております。
				54	継続教育制度に関して、年に1回以上、募集人全員が研修を受講している(全員=実際に募集活動に従事している職員)	53	継続教育制度に関して、年に1回以上、募集人全員(※)が研修を受講している(全員=実際に募集活動に従事している職員) ※募集人全員=自社において募集活動に従事する者全員(雇用形態や常勤・非常勤の別は問わない)	追記・修正	③	わかりやすさの観点で、文言を修正しております。
				55	乗合保険会社の商品に関して、代理店として募集人に適宜学習させる態勢(商品研修の実施等)を整備している	54	乗合保険会社の商品に関して、代理店として募集人に適宜学習させる態勢(商品研修の実施等)を整備している			
				56	募集人の募集状況について本人以外による確認・指導を行う態勢を整備している	55	募集人の募集状況について本人以外による確認・指導を行う態勢を整備している			
				57	自社の好取組みや改善点を收集し、全体に共有する仕組みおよび実績がある	56	自社の好取組みや改善点を收集し、全体に共有する仕組みおよび実績がある			
		応用 項目		58	年間の教育計画がある	57	保険募集等業務全般に限り、年間の教育計画がある(ただし、個人情報保護に関する教育計画は除く)	追記・修正	②、③	わかりやすさの観点で、実施すべき事項を明確化しております。
				59	継続教育制度以外に関して、テストを実施している	58	継続教育制度以外に関して、テストを実施している			
				60	個人の習熟状況に応じ適宜追加指導を行っている	59	個人の習熟状況に応じ適宜追加指導を行っている			
				61	保険知識・商品知識に留まらない、お客さま志向の醸成(募集人としての使命感、お客さまと向き合う姿勢)に関する研修を行っている	60	保険知識・商品知識に留まらない、お客さま志向の醸成(募集人としての使命感、お客さまと向き合う姿勢)に資する研修を行っている			
				62	金融・保険に関する各種公的資格取得数の増加に向けた社内取組みを推進している	61	金融・保険に関する各種公的資格取得数の増加に向けた社内取組みを推進している			

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本応用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由	
(3)アフターフォロー時の顧客対応態勢	アフターフォロー時の顧客対応態勢の整備	基本項目		63	保全対応について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 受付・保険会社への取次等の一連の流れ（保険会社から代理店で取次がず保険会社のコールセンター等への案内を求められている場合は当該案内をすること）が明文化されている 保全対応者が発生しない態勢（保全対応状況の一覧管理および対応状況確認等）を整備している	62	保全対応について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 受付・保険会社への取次等の一連の流れ（保険会社から代理店で取次がず保険会社のコールセンター等への案内を求められている場合は当該案内をすること）が明文化されている 保全対応者が発生しない態勢（保全対応状況の一覧管理および対応状況確認等）を整備している				
				63-1	受付・保険会社への取次等の一連の流れ（保険会社から代理店で取次がず保険会社のコールセンター等への案内を求められている場合は当該案内をすること）が明文化されている	62-1	受付・保険会社への取次等の一連の流れ（保険会社から代理店で取次がず保険会社のコールセンター等への案内を求められている場合は当該案内をすること）が明文化されている				
				63-2	保全対応者が発生しない態勢（保全対応状況の一覧管理および対応状況確認等）を整備している	62-2	保全対応者が発生しない態勢（保全対応状況の一覧管理および対応状況確認等）を整備している				
				64	失効（未収解除を含む）防止に向けた入金勧奨について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 対応フロー（対象契約リストの担当者あて連携→お客さまへ連絡等）が明文化されている	63	失効（未収解除を含む）防止に向けた入金勧奨について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 対応フロー（対象契約リストの担当者あて連携→お客さまへ連絡等）が明文化されている				
				64-1	対応フロー（対象契約リストの担当者あて連携→お客さまへ連絡等）が明文化されている	63-1	対応フロー（対象契約リストの担当者あて連携→お客さまへ連絡等）が明文化されている				
				64-2	対応もれが発生しない態勢（チェックリストや自社役席による確認等）を整備している	63-2	対応もれが発生しない態勢（チェックリストや自社役席による確認等）を整備している				
				65	失効契約に対する復活動策について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 対応フロー（対象契約リストの担当者あて連携→お客さまへ連絡等）が明文化されている	64	失効契約に対する復活動策について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 対応フロー（対象契約リストの担当者あて連携→お客さまへ連絡等）が明文化されている				
				65-1	対応もれが発生しない態勢（チェックリストや自社役席による確認等）を整備している	64-1	対応もれが発生しない態勢（チェックリストや自社役席による確認等）を整備している				
				65-2	対応もれが発生しない態勢（チェックリストや自社役席による確認等）を整備している	64-2	対応もれが発生しない態勢（チェックリストや自社役席による確認等）を整備している				
				66	高齢者・障がい者等に対する保全活動を行う際には、お客さまの特性（行為能力や意思能力に配慮したわかりやすい説明の実施等）や商品特性（特定保険契約等）等を踏まえ実施する態勢を整備している	65	高齢者・障がい者等に対する保全活動を行う際には、お客さまの特性（行為能力や意思能力に配慮したわかりやすい説明の実施等）や商品特性（特定保険契約等）等を踏まえ実施する態勢を整備している				
				67	保全対応および未収・失効対応に問い合わせ、実施すべき事項（No.63～66の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している	66	保全対応および未収・失効対応に問い合わせ、実施すべき事項（No.63～66の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している				
		応用項目		68	No.63～20の保全対応状況確認を行う主体が、営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者である	67	No.63-2の保全対応状況確認を行う主体が、営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者である				
				69	お客さまからの保全対応依頼（住所変更・給付金請求等）に接した際に、お客さまの他の契約やお客さま家族の情報についても同様の対応が必要かお客さまへ確認する等、お客さま情報の能動的な管理を行っている	68	お客さまからの保全対応依頼（住所変更・給付金請求等）に接した際に、お客さまの他の契約やお客さま家族の情報についても同様の対応が必要かお客さまへ確認する等、お客さま情報の能動的な管理を行っている				
				70	保全対応について、必要に応じて二重タリング方法等の改善を図り、効率的かつ実効性のある二重タリングをしている	69	保全対応について、必要に応じて二重タリング方法等の改善を図り、効率的かつ実効性のある二重タリングをしている				
				71	失効（未収解除を含む）・防止に向けた取組み（失効契約の原因分析および必要に応じた取扱い者あて指導、失効発生時の対応態勢の見直し等）を行っている	70	失効（未収解除を含む）・防止に向けた取組み（失効契約の原因分析および必要に応じた取扱い者あて指導、失効発生時の対応態勢の見直し等）を行っている				
				72	失効（未収解除を含む）・未収防止のための取組みについてモニタリングを行っており、効果を検証し必要に応じて改善策を講じている ※短期（契約始期日から半年以内）での失効・未収の発生契約を除く	71	失効（未収解除を含む）・未収防止のための取組みについてモニタリングを行っており、効果を検証し必要に応じて改善策を講じている ※短期（契約始期日から半年以内）での失効・未収の発生契約を除く				
				73	代理店よりお客さまに対応的かつ実効的なアフターフォローを行っている ※お客さままで最新の商品・公的制度等の情報提供、定期的な加入契約状況のご案内等	72	代理店よりお客さまに対応的かつ実効的なアフターフォローを行っている ※お客さままで最新の商品・公的制度等の情報提供、定期的な加入契約状況のご案内等				
				74	苦情の定義（お客さまからの不満足の表明等）が明文化されている	73	苦情の定義（お客さまからの不満足の表明等）が明文化されている				
(4)お客さまの声・苦情管理制度	基本項目			75	苦情の受付・お客さま対応・報告ルート（現地から本部、本部から保険会社）の一連の流れが明文化されている	74	苦情の受付・お客さま対応・報告ルート（現地から本部、本部から保険会社）の一連の流れが明文化されている				
				76	苦情を一元的に管理する、営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者が設置されている	75	苦情を一元的に管理する、営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者が設置されている				
				77	苦情について申出内容・対応履歴を記録するとともに対応が発生しない態勢（チェックリストや自社役席による確認等）を整備している	76	苦情について申出内容・対応履歴を記録するとともに対応が発生しない態勢（チェックリストや自社役席による確認等）を整備している				
				78	苦情全件について発生経緯・原因を特定している	77	苦情全件について発生経緯・原因を特定している				
				79	苦情について経営層が報告を受け、必要に応じ社内共有化・再発防止策等を実施している	78	苦情について経営層が報告を受け、必要に応じ社内共有化・再発防止策等を実施している				
				80	苦情管理に問い合わせ、実施すべき事項（No.74～79の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している	79	苦情管理に問い合わせ、実施すべき事項（No.74～79の内容）を募集人に徹底（年1回以上の研修実施等）している				
		応用項目		81	苦情について改善策を実施した場合、経営層がその後の改善状況を確認する態勢を整備している	80	苦情について改善策を実施した場合、経営層がその後の改善状況を確認する態勢を整備している				
				82	苦情・感謝の声等をお客さまが代理店に伝えるため、コールセンター・チャット等の対応窓口（委託を含む）を設置することで迅速なお客さま対応に努めている	81	苦情・感謝の声等をお客さまが代理店に伝えるため、コールセンター・チャット等の対応窓口（委託を含む）を設置することで迅速なお客さま対応に努めている				
				83	感謝の声（意見や要望を含む）について申出内容を記録するとともに適宜業務に反映させる態勢を整備している	82	感謝の声（意見や要望を含む）について申出内容を記録するとともに適宜業務に反映させる態勢を整備している				
				84	感謝の声（意見や要望を含む）について経営層が出席する会議等で共有化している	83	感謝の声（意見や要望を含む）について経営層が出席する会議等で共有化している				
				85	アンケート等の実施等により能動的にお客さまの声を収集する仕組みがある	84	アンケート等の実施等により能動的にお客さまの声を収集する仕組みがある				
				86	アンケート等の実施等により収集したお客さまの声を社内共有化し適宜業務に反映させる態勢を整備している	85	アンケート等の実施等により収集したお客さまの声を社内共有化し適宜業務に反映させる態勢を整備している				
				87	お客さま属性情報（氏名・住所等）を管理し最新の状態に保つ態勢（お客さま属性情報管理ルールの明文化と徹底等）を整備している	86	お客さま属性情報（氏名・住所等）を管理し最新の状態に保つ態勢（お客さま属性情報管理ルールの明文化と徹底等）を整備している				
(5)顧客・契約情報管理	基本項目			88	お客さまの契約内容を管理し最新の状態に保つ態勢を整備している	87	お客さまの契約内容を管理し最新の状態に保つ態勢を整備している				
				89	お客さまに対し能動的に連絡を取り（既契約者あて訪問や郵送による現況確認等）、お客さま属性情報（氏名・住所等）に変更があれば連絡するよう案内している	88	お客さまに対し能動的に連絡を取り（既契約者あて訪問や郵送による現況確認等）、お客さま属性情報（氏名・住所等）に変更があれば連絡するよう案内している				
(6)継続率	継続率の把握	基本項目		90	継続率を定期的に把握・分析し、解約理由・経緯等を踏まえ、必要に応じて改善策（募集人への指導等）を実施している	89	継続率を定期的に把握・分析し、解約理由・経緯等を踏まえ、必要に応じて改善策（募集人への指導等）を実施している				

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本応用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由
III.個人情報保護 (7)個人情報保護に関する態勢整備・業務運営	(6)個人情報保護に係る態勢整備・業務運営	基本項目		91	個人情報の保護に関する法律等の法令等に則った以下項目が明文化されている※全て「1.はい」であれば達成	90	個人情報の保護に関する法律等の法令等に則った以下項目が明文化されている※全て「1.はい」であれば達成			
				91-1	個人情報の定義	90-1	個人情報の定義			
				91-2	収集する個人情報の利用目的	90-2	収集する個人情報の利用目的			
				91-3	個人情報の開示を求める手続き	90-3	個人情報の開示を求める手続き			
				91-4	個人情報の第三者提供時の取扱い	90-4	個人情報の第三者提供時の取扱い			
				91-5	個人情報の外部委託時の外部委託先の管理・監督	90-5	個人情報の外部委託時の外部委託先の管理・監督			
				91-6	個人情報の安全管理措置	90-6	個人情報の安全管理措置			
				91-7	個人データ管理台帳の作成	90-7	個人データ管理台帳の作成			
				91-8	個人情報の目的外利用の禁止	90-8	個人情報の目的外利用の禁止			
				91-9	募集人退職時に顧客リスト等の個人情報を破棄させる旨	90-9	募集人退職時に顧客リスト等の個人情報を破棄させる旨			
				91-10	お客様のマイナンバーを譲り受けた際の取扱い(マイナンバーのマスキング、マイナンバー記載書類の廃棄等)	90-10	お客様のマイナンバーを譲り受けた際の取扱い(マイナンバーのマスキング、マイナンバー記載書類の廃棄等)			
				91-11	個人情報の利用目的に応じた保存期間の設定	90-11	個人情報の利用目的に応じた保存期間の設定			
				91-12	保存期間経過後の廃棄・削除	90-12	保存期間経過後の廃棄・削除			
				91-13	個人情報を保存した外部記憶媒体の社外持ち出し時の運用(持出管理台帳による管理等)	90-13	個人情報を保存した外部記憶媒体の社外持ち出し時の運用(持出管理台帳による管理等)			
				91-14	個人所有電子機器(パソコン等)の業務利用の禁止もしくは個人所有電子機器への個人情報の保存の禁止	90-14	個人所有電子機器(パソコン等)の業務利用の禁止もしくは個人所有電子機器への個人情報の保存の禁止			
				91-15	業務上不要なソリューションの利用禁止	90-15	業務上不要なソリューションの利用禁止			
				91-16	会社所定(会社がセキュリティ上問題ないと判断したもの)以外のメールアドレスの業務上使用の禁止	90-16	会社所定(会社がセキュリティ上問題ないと判断したもの)以外のメールアドレスの業務上使用の禁止			
				91-17	会社管理下に無い無線LANネットワークへの接続の禁止(セキュリティが確保されているVPN接続を用いた無線LANネットワークへの接続は会社管理下にあるとみなす)	90-17	会社管理下に無い無線LANネットワークへの接続の禁止(セキュリティが確保されているVPN接続を用いた無線LANネットワークへの接続は会社管理下にあるとみなす)			
				92	プライバシーポリシーの以下項目について策定し、公表している ①関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないことおよび苦情処理に適切に取組むこと等、個人情報保護への取組み方針の宣言 ②取得に際しての個人情報の利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明 ③開示権の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明 ④個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口	91	プライバシーポリシーの以下項目について策定し、公表している ①関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないことおよび苦情処理に適切に取組むこと等、個人情報保護への取組み方針の宣言 ②取得に際しての個人情報の利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明 ③開示権の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明 ④個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口			
				93	個人データ管理責任者・個人データ管理者をそれぞれ1名以上選任している(兼務可)	92	個人データ管理責任者・個人データ管理者をそれぞれ1名以上選任している(兼務可)			
				94	従業員と個人データの非開示契約を結んでいる	93	従業員と個人データの非開示契約を結んでいる			
				95	個人データ管理台帳による管理を行い、定期的な棚卸(新たな個人データの追加、保有期間経過後に廃棄・削除)を実施している	94	個人データ管理台帳による管理を行い、定期的な棚卸(新たな個人データの追加、保有期間経過後に廃棄・削除)を実施している			
				96	第三者(名簿業者等)から個人データの提供を受ける代理店のみ対象(委託契約に基づくものは第三者には非該当) 個人情報の範囲・授受元・理由・活用範囲を規定している	95	第三者(名簿業者等)から個人データの提供を受ける代理店のみ対象(委託契約に基づくものは第三者には非該当) 個人情報の範囲・授受元・理由・活用範囲を規定している			
				97	以下について確認し、管理台帳等で記録を行っている(保存期間3年)(該当するもの全てに「1.はい」回答) ※全て「1.はい」であれば達成 ■97-1 提供元の氏名及び住所ならびに法人にあたっては、その代表者 ■97-2 提供元による個人データの取得の経緯	96	以下について確認し、管理台帳等で記録を行っている(保存期間3年)(該当するもの全てに「1.はい」回答) ※全て「1.はい」であれば達成 ■96-1 提供元の氏名及び住所ならびに法人にあたっては、その代表者 ■96-2 提供元による個人データの取得の経緯			
				98	個人情報の取扱いを外部委託する代理店のみ対象 以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 ■98-1 契約者等の個人情報(保険会社から委託された個人情報)の取扱いを外部委託する場合、外部委託先を事前に保険会社に報告する旨を規定している ■98-2 外部委託先を管理する台帳等の記録がある ■98-3 委託先の選定にあたり、健全性(反社会的・帝国データバンクの評点等)・技術力(ISO認証等)・安全対策(Pマーク等)等の要件で選定する旨の基準が存在し、基準に基づいて選定している ■98-4 委託先の情報管理について、委託先からの報告(チェックシートへの回答を委託先に求める等)を元に状況を管理している	97	個人情報の取扱いを外部委託する代理店のみ対象 以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 ■97-1 契約者等の個人情報(保険会社から委託された個人情報)の取扱いを外部委託する場合、外部委託先を事前に保険会社に報告する旨を規定している ■97-2 外部委託先を管理する台帳等の記録がある ■97-3 委託先の選定にあたり、健全性(反社会的・帝国データバンクの評点等)・技術力(ISO認証等)・安全対策(Pマーク等)等の要件で選定する旨の基準が存在し、基準に基づいて選定している ■97-4 委託先の情報管理について、委託先からの報告(チェックシートへの回答を委託先に求める等)を元に状況を管理している			
				99	個人情報保護に問い合わせ実施すべき事項(段落No.91~125の内容)を全従業員に徹底(年1回以上の研修実施等)している	98	個人情報保護に問い合わせ実施すべき事項(段落No.91~125の内容)を全従業員に徹底(年1回以上の研修実施等)している			
				100	保険募集人の人数100名以上・保有契約件数5,000件以上の代理店のみ対象 サイバー攻撃のリスクおよびサイバー攻撃を受けた際の運用(本部担当所属へ報告、ネットワークを切断等)に関する教材を用いて、全従業員に教育を行っている	99	保険募集人の人数100名以上・保有契約件数5,000件以上の代理店のみ対象 サイバー攻撃のリスクおよびサイバー攻撃を受けた際の運用(本部担当所属へ報告、ネットワークを切断等)に関する教材を用いて、全従業員に教育を行っている			
応用項目				101	年間の教育計画を策定し、教育計画箇間に実行できている	100	個人情報保護に問い合わせ実施すべき事項(段落No.91~125の内容)を全従業員に徹底(年1回以上の研修実施等)している			
				102	個人情報保護に関する教育に加え、テスト等(保険会社提供的なテストでも可)を適用の上、習熟状況を把握し、未習熟な点について追加指導を行っている	101	個人情報保護に問い合わせ実施すべき事項(段落No.91~125の内容)を全従業員に徹底(年1回以上の研修実施等)している	追記・修正	②、③	わかりやすさの観点で、実施すべき事項を明確化しております。
				103	個人所有電子機器(パソコン等)の業務利用を禁止し、業務上利用する電子機器を会社より貸与している	102	個人所有電子機器(パソコン等)の業務利用を禁止し、業務上利用する電子機器を会社より貸与している			
				104	保険募集人の人数100名以上・保有契約件数5,000件以上の代理店のみ対象 サイバー攻撃を想定した訓練を全従業員に実施している	103	保険募集人の人数100名以上・保有契約件数5,000件以上の代理店のみ対象 サイバー攻撃を想定した訓練を全従業員に実施している	追記・修正	③	応用項目であり、回答対象を限定する必要がないことから回答可能な対象を拡大しております。
				105	個人情報の取扱いを外部委託する代理店のみ対象 委託する個人情報の量や質に応じて、実査(自社担当者が委託先へ訪問の上、点検)を行う外部委託先に対し、実査を行っている	104	個人情報の取扱いを外部委託する代理店のみ対象 委託する個人情報の量や質に応じて、実査(自社担当者が委託先へ訪問の上、点検)を行った外部委託先に対し、実査を行っている			
				106	外部記憶媒体に情報を書き込んだり、外部記憶媒体から情報を読み込んだり出来ない仕組みを整備している	105	外部記憶媒体に情報を書き込んだり、外部記憶媒体から情報を読み込んだり出来ない仕組みを整備している			
				107	外部記憶媒体の使用を一時的に許可した場合は、本社システム担当部門・システム担当者が動作を監視する仕組みが整備されている	106	外部記憶媒体の使用を一時的に許可した場合は、本社システム担当部門・システム担当者が動作を監視する仕組みが整備されている ※外部記憶媒体の利用をシステム制御で不可としており、特認利用も認めない場合は「3.対象外」を選択	追記・修正	②、③	他の設問と平仄を合わせるために、回答の選択肢について追記・修正しております。
				108	個人情報を管理するシステムへのアクセス状況(ログ)を定期的にモニタリングし、必要に応じて不必要なアクセスが多い従業員への指導等を行っている サイバー攻撃事案の発生に備え、個人情報を管理するシステムへの外部からの不正アクセスを防止する以下のセキュリティ対策を行っている(該当するもの全てに「1.はい」回答) ※本設問の達成・未達成は以下の全ての回答内容から判断(全てに「1.はい」を求めるものではない)	107	個人情報を管理するシステムへのアクセス状況(ログ)を定期的にモニタリングし、必要に応じて不必要なアクセスが多い従業員への指導等を行っている サイバー攻撃事案の発生に備え、個人情報を管理するシステムへの外部からの不正アクセスを防止する以下のセキュリティ対策を行っている(該当するもの全てに「1.はい」回答) ※本設問の達成・未達成は以下の全ての回答内容から判断(全てに「1.はい」を求めるものではない)			
				109-1	IPS	108-1	IPS			
				109-2	IDS	108-2	IDS			
				109-3	WAF	108-3	WAF			
				109-4	その他	108-4	その他			
				110	プライバシーマーク、ISO27001/ISMS認証等の個人情報保護に関する第三者機関による認証制度を取得している(認証番号等・取扱の事実が証明できる内容を記述)	109	プライバシーマーク、ISO27001/ISMS認証等の個人情報保護に関する第三者機関による認証制度を取得している(認証番号等・取扱の事実が証明できる内容を記述)			

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本応用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由
III. 個人情報保護	(7) 個人情報保護に係る態勢整備・業務運営	⑨個人情報保護に係るシステム面の整備		111	個人情報を管理するシステムへのアクセスについて、以下の対応を行っている（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※本設問の達成・未達成は以下の回答内容から判断（全てに「1.はい」を求めるものではない）、①②は両方達成目つ③④⑤⑥はいずれか1つ達成で可	110	個人情報を管理するシステムへのアクセスについて、以下の対応を行っている（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※本設問の達成・未達成は以下の回答内容から判断（全てに「1.はい」を求めるものではない）、①②は両方達成目つ③④⑤⑥はいずれか1つ達成で可			
		111-1		①役職・職務内容に応じたアクセス制限（業務上不要な個人情報へのアクセス禁止）をしている	110-1	①役職・職務内容に応じたアクセス制限（業務上不要な個人情報へのアクセス禁止）をしている				
		111-2		②個人データ一覧（顧客リスト等）のダウンロード可能な従業員を限定（システム管理者のみ等）している	110-2	②個人データ一覧（顧客リスト等）のダウンロード可能な従業員を限定（システム管理者のみ等）している				
		111-3		③パスワードを定期的に変更している	110-3	③パスワードを定期的に変更している				
		111-4		④複雑なパスワード（8文字以上・大文字・小文字・記号の混合等）を設定している	110-4	④複雑なパスワード（8文字以上・大文字・小文字・記号の混合等）を設定している				
		111-5		⑤二要素認証（パスワード入力・顔認証等）をしている	110-5	⑤二要素認証（パスワード入力・顔認証等）をしている	追記・修正	②、③	わかりやすさの観点で、実施すべき事項の明確化しております。	
		111-6		⑥その他（③④⑤と同等以上）	110-6	⑥その他（③④⑤と同等以上）				
		112		個人所有電子機器（パソコン等）の業務利用の禁止、もしくは個人所有電子機器への個人情報の保存を禁止していることが定期的に確認・管理されている。または、システムにより個人所有電子機器の利用における個人情報の保存を制御している	111	個人所有電子機器（パソコン等）の業務利用がされていないこと（※参考：もしくは個人所有電子機器に個人情報が保存されていない）の個人情報の保存を禁止していることが定期的に確認・管理されている。または、システムにより個人所有電子機器の利用における個人情報の保存を制御している	追記・修正	④	検討WG委員等からのご意見を踏まえ、表現を修正しております。	
		113		募集人選職時に会社が貸与している機器の返却状況を記録し管理している ※会社が貸与している機器がない場合は「3.対象外」を選択	112	募集人選職時に会社が貸与している機器の返却状況を記録し管理している ※会社が貸与している機器がない場合は「3.対象外」を選択				
		114		個人情報が含まれる可能性のある機器廃棄時にデータを削除・破壊していることを管理（自社にて機器廃棄を行う際のデータ削除・廃棄の状況がわかる台帳の作成、廃棄業者による機器のデータ削除に係る証明書の取得等）している	113	個人情報が含まれる可能性のある機器廃棄時にデータを削除・破壊していることを管理（自社にて機器廃棄を行う際のデータ削除・廃棄の状況がわかる台帳の作成、廃棄業者による機器のデータ削除に係る証明書の取得等）している				
		115		募集人選職上利用するパソコンへのウイルス対策について以下の対応を行っている（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※全て「1.はい」であれば達成	114	募集人選職上利用するパソコンへのウイルス対策について以下の対応を行っている（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※全て「1.はい」であれば達成				
		115-1		①ウイルス対策ソフトを導入している	114-1	①ウイルス対策ソフトを導入している				
		115-2		②ウイルス対策ソフトの更新状況やバージョンを本社のシステム担当部門・システム担当者が把握する態勢が整備されている	114-2	②ウイルス対策ソフトの更新状況やバージョンを本社のシステム担当部門・システム担当者が把握する態勢が整備されている				
		115-3		③本社のシステム担当部門・システム担当者がウイルスの発生を検知する仕組みが整備されている	114-3	③本社のシステム担当部門・システム担当者がウイルスの発生を検知する仕組みが整備されている				
		116		業務用パソコンにおいて、安全性が確保されたネットワーク接続を行っている	115	業務用パソコンにおいて、安全性が確保されたネットワーク接続を行っている				
		117		従業員が会社所定（会社がセキュリティ上問題ないと判断したもの）以外のメールアドレスを業務上使用できないようシステム制御している	116	従業員が会社所定（会社がセキュリティ上問題ないと判断したもの）以外のメールアドレスを業務上使用できないようシステム制御している				
		118		個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信する際の情報漏えい（宛先誤りの誤送信）をシステムにより防止する仕組み（送信が自動で保留となり、宛先や添付内容を送信者がセルフチェックした上で改めて送信する仕組み、上級者の事前承認が必要な仕組み等）がある ※個人データ添付ファイルに記載して社外にメール送信することを禁止している場合は「3.対象外」を選択	117	個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信する際の情報漏えい（宛先誤りの誤送信）をシステムにより防止する仕組み（送信が自動で保留となり、宛先や添付内容を送信者がセルフチェックした上で改めて送信する仕組み、上級者の事前承認が必要な仕組み等）がある ※個人データ添付ファイルに記載して社外にメール送信することを禁止している場合は「3.対象外」を選択				
		119		個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信する際に、システムによりデータを暗号化する仕組み（添付ファイルは自動暗号化され、開封PWは別途送信等）がある ※個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信することを禁止している場合は「3.対象外」を選択	118	個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信する際に、システムによりデータを暗号化する仕組み（添付ファイルは自動暗号化され、開封PWは別途送信等）がある ※個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信することを禁止している場合は「3.対象外」を選択				
		120		従業員が業務上利用する電子機器へのソフトウェアのインストールをシステム制御（権限設定によりインストール不可、インストールした際は事後にシステムで検知および削除を指示等）している	119	従業員が業務上利用する電子機器へのソフトウェアのインストールをシステム制御（権限設定によりインストール不可、インストールした際は事後にシステムで検知および削除を指示等）している				
		121		OS/ソフトウェアの更新状況を本社のシステム担当部門・あるいはシステム担当者が把握・管理する仕組みが整備され、保守サポートが切れたOS/ソフトウェアを使用していない	120	OS/ソフトウェアの更新状況を本社のシステム担当部門・あるいはシステム担当者が把握・管理する仕組みが整備され、保守サポートが切れたOS/ソフトウェアを使用していない				
		122		持ち出し可能な業務用パソコンがある代理店のみ対象	121	持ち出し可能な業務用パソコンがある代理店のみ対象				
		122-1		①パソコンの紛失時の個人情報漏えい対策としてパソコン立ち上げ時の機械本体へのパスワード入力以外に以下の対応を行っている（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※本設問の達成・未達成は以下の回答内容から判断（全てに「1.はい」を求めるものではない）	121-1	①パソコンの紛失時の個人情報漏えい対策としてパソコン立ち上げ時の機械本体へのパスワード入力以外に以下の対応を行っている（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※本設問の達成・未達成は以下の回答内容から判断（全てに「1.はい」を求めるものではない）				
		122-2		②リモートデータ消去（紛失時に遠隔でパソコン内のデータを削除するシステム）	121-2	②リモートデータ消去（紛失時に遠隔でパソコン内のデータを削除するシステム）				
		122-3		③シングライアント端末の利用（パソコン本体へのファイルの保存を禁止するシステム）	121-3	③シングライアント端末の利用（パソコン本体へのファイルの保存を禁止するシステム）				
		122-4		④その他	121-4	④その他				
		123		ホームページ上で個人情報を取り扱う代理店のみ対象（問合せフォームに個人情報を入力する場合、顧客管理システム等と接続されている場合を含む） ホームページに対して、以下のセキュリティ対策を実施している（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※全て「1.はい」であれば達成	122	ホームページ上で個人情報を取り扱う代理店のみ対象（問合せフォームに個人情報を入力する場合、顧客管理システム等と接続されている場合を含む） ホームページに対して、以下のセキュリティ対策を実施している（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※全て「1.はい」であれば達成				
		123-1		①個人データを取扱うページはSSL通信（URLがhttpsで始まる）となっている	122-1	①個人データを取扱うページはSSL通信（URLがhttpsで始まる）となっている				
		123-2		②脆弱性（セキュリティホール）を防ぐ観点で、ホームページが移動するwebサーバー等におけるOS・ソフトウェアの最新化を実施している（=保守切れをおこしていない）	122-2	②脆弱性（セキュリティホール）を防ぐ観点で、ホームページが移動するwebサーバー等におけるOS・ソフトウェアの最新化を実施している（=保守切れをおこしていない）				
		124		ホームページ上で個人情報を取り扱う代理店のみ対象（問合せフォームに個人情報を入力する場合、顧客管理システム等と接続されている場合を含む） ホームページに対して、以下のセキュリティ対策を実施している（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※本設問の達成・未達成は以下の回答内容から判断（全てに「1.はい」を求めるものではない）	123	ホームページ上で個人情報を取り扱う代理店のみ対象（問合せフォームに個人情報を入力する場合、顧客管理システム等と接続されている場合を含む） ホームページに対して、以下のセキュリティ対策を実施している（該当するもの全てに「1.はい」で回答） ※本設問の達成・未達成は以下の回答内容から判断（全てに「1.はい」を求めるものではない）				
		124-1		①ファイアウォール（必須）	123-1	①ファイアウォール（必須）				
		124-2		②IDS	123-2	②IDS				
		124-3		③IPS	123-3	③IPS				
		124-4		④WAF	123-4	④WAF				
		124-5		⑤その他	123-5	⑤その他				
		125		ホームページでの脆弱性発生について定期的に情報を収集・確認を行い、適宜改善を図っている	124	ホームページでの脆弱性発生について定期的に情報を収集・確認を行い、適宜改善を図っている				

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本応用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由
IV. ガバナンス (8) コーポレートガバナンスに関する態勢整備・業務運営	適切な業務運営	基本項目	126	会社法第472条に定める休眠会社に該当していない（＝最後に登記を行ってから12年以上経過していない）	125	会社法第472条に定める休眠会社に該当していない（＝最後に登記を行ってから12年以上経過していない）				
		基本項目	127	決算報告書（B/S,P/L,株主資本等変動計算書,個別注記表）を作成している	126	決算報告書（B/S,P/L,株主資本等変動計算書,個別注記表）を作成している				
	ディスクロージャーの適切な配備	基本項目	128	お客さまに乗合保険会社の最新のディスクロージャー資料の開示を求められた際に閲覧できる状態にしている（ホームページでの閲覧も可）	127	お客さまに乗合保険会社の最新のディスクロージャー資料の開示を求められた際に閲覧できる状態にしている（ホームページでの閲覧も可）				
	自己点検・内部監査	基本項目	129	<自己点検に関する設問> 全拠点が実施する代理店独自の自己点検（拠点担当者が自拠点を点検する取組み）の実施について定めた規程がある	129	<自己点検に関する設問> 全拠点が実施する代理店独自の自己点検（拠点担当者が自拠点を点検する取組み）の実施について定めた規程がある				
		基本項目	130	全拠点が実施する代理店独自の自己点検の実施について定めた規程に基づく自己点検表がある（保険会社提供の点検表でも可）	129	全拠点が実施する代理店独自の自己点検の実施について定めた規程に基づく自己点検表がある（保険会社提供の点検表でも可）				
		基本項目	131	全拠点が自己点検を定期的に実施している	130	全拠点が自己点検を定期的に実施し、不備があった場合は改善を図っている	追記・修正	③	わかりやすさの観点で、実施すべき事項を明確化しております。	
	内部監査	基本項目	132	<内部監査に関する設問> 内部監査の定義・対象・手順・実施主体・報告先について定めた規程がある	132	<内部監査に関する設問> 内部監査の定義・対象・手順・実施主体・報告先について定めた規程がある				
		基本項目	133	営業部門から独立した内部監査を職務とする担当部署（内部監査室等）・担当者を設置している	132	営業部門から独立した内部監査を職務とする担当部署（内部監査室等）・担当者を設置している				
		基本項目	134	内部監査等を実施する部門に保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を担当として配置している	133	内部監査等を実施する部門に保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を担当として配置している				
		基本項目	135	全拠点に対して定期的に内部監査を実施しており、内部監査結果および改善策について、経営層へ報告を行っている	134	全拠点に対して定期的に内部監査を実施しており、内部監査結果および改善策について、経営層へ報告を行っている				
	応用項目	応用項目	136	被監査部署ごとに改善策（および改善策の妥当性の検証を実施）を設定し、改善傾向にあるかをモニタリングしている	135	被監査部署ごとに改善策（および改善策の妥当性の検証を実施）を設定し、改善傾向にあるかをモニタリングしている				
		応用項目	137	内部監査担当者・部署の機能発揮状況について、第三者（親会社・顧問弁護士は除く）による確認を行っている	136	内部監査担当者・部署の機能発揮状況について、第三者（親会社・顧問弁護士は除く）による確認を行っている				
② 業務継続計画 (BCP)の策定	従業員の安否確認に向けた緊急連絡の方策を整備している	基本項目	138	従業員の安否確認に向けた緊急連絡の方策を整備している	137	従業員の安否確認に向けた緊急連絡の方策を整備している				
		応用項目	139	災害等により通常事業の継続が困難または事業を縮小せざるを得ない場合を想定し、事業の優先順位（保険会社への給付金請求の取次等）を設定している	138	災害等により通常事業の継続が困難または事業を縮小せざるを得ない場合を想定し、事業の優先順位（保険会社への給付金請求の取次等）を設定している				
		応用項目	140	事業の優先順位・提供サービスレベル・復旧目標時期・代替策が規定されたBCP計画書を作成し、BCP計画が有効に機能するか定期的に見直している（連絡先の変更の有無の確認等）	139	事業の優先順位・提供サービスレベル・復旧目標時期・代替策が規定されたBCP計画書を作成し、BCP計画が有効に機能するか定期的に見直している（連絡先の変更の有無の確認等）				
		応用項目	141	個人情報を管理しているシステムについて、災害時でも有効に機能するバックアップシステムがある ※該当システムがない場合は「3.対象外」を選択	140	個人情報を管理しているシステムについて、災害時でも有効に機能するバックアップシステムがある ※該当システムがない場合は「3.対象外」を選択				
【該当社のみ】 ② 規模が大きい特定保険募集人の対応	規模が大きい特定保険募集人に該当する代理店のみ対象	基本項目	142	帳簿書類の備え付け、事業報告書の作成・提出保存について、社内規程で作成手順・保存方法・保存年月等が明文化されている	141	規模が大きい特定保険募集人に該当する代理店のみ対象				
		基本項目	143	事業報告書が管轄の財務局に毎年提出されている	142	帳簿書類の備え付け、事業報告書の作成・提出保存について、社内規程で作成手順・保存方法・保存年月等が明文化されている				
		基本項目	144	契約者ごとに保険契約の締結日・保険会社名・保険料・手数料を記載した帳簿書類を拠点ごとに備え（規定していれば電磁的記録による保存、閲覧も可）、5年間保存している	143	事業報告書が管轄の財務局に毎年提出されている				
【該当社のみ】 ② 共同募集時の対応	共同募集を取り扱う代理店のみ対象	基本項目	145	自社において、共同募集時の募集プロセスのどの行為をどの程度実施するのか業務範囲（①共同募集の定義、②共同募集時の一連の募集行為の分担の考え方、③共同募集時の顧客への説明義務等）を規定している	144	共同募集を取り扱う代理店のみ対象				
		基本項目	146	継続的に共同募集を行う全ての共同募集先と共同募集契約書や覚書等が締結され、当該契約書や覚書等に定められた業務の範囲で募集が行われていることを確認している	145	自社において、共同募集時の募集プロセスのどの行為をどの程度実施するのか業務範囲（①共同募集の定義、②共同募集時の一連の募集行為の分担の考え方、③共同募集時の顧客への説明義務等）を規定している				
【該当社のみ】 ② 募集間連行為委託等の対応	募集間連行為委託等を取り扱う代理店のみ対象	基本項目	147	募集間連行為を委託先の選定・管理に係る規程がある	146	募集間連行為委託等を取り扱う代理店のみ対象				
		応用項目	148	募集間連行為を委託先の取組み状況についてのモニタリングについて、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成	147	募集間連行為を委託先の取組み状況についてのモニタリングについて、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成				
		応用項目	148-1	規定された業務範囲を逸脱しないような業務プロトコルとなっているか、募集間連行為を委託先の取組み状況についてのモニタリング項目を規定している	147-1	規定された業務範囲を逸脱しないような業務プロトコルとなっているか、募集間連行為を委託先の取組み状況についてのモニタリング項目を規定している				
		応用項目	148-2	募集間連行為を委託先の業務運営状況について、募集間連行為に従事者としての業務範囲を逸脱していないか、お客さまの承諾を得る仕組みがあるか等、規定された項目に基づきモニタリングしている	147-2	募集間連行為を委託先の業務運営状況について、募集間連行為に従事者としての業務範囲を逸脱していないか、お客さまの承諾を得る仕組みがあるか等、規定された項目に基づきモニタリングしている				
		応用項目	148-3	誤った商品説明や特定の商品に対する不適切な評価等、所属する保険募集人が保険募集を行う際にお客さまの正しい商品理解を妨げおそれがあるような不適切な行為を行わないよう、以下の全ての措置を講じている <不適切な行為防止に向けた措置> ・委託先が行う表示について、保険募集に該当しないようにする等、適切性を確保するための措置 ・委託先が不適切な表示を行っている場合、当該委託先に内容の修正または削除を行わせるための措置（改善がなされない場合には、当該委託先との契約を解除する等の対応を含む） ・委託先が、自分の取材等に基づき見解等を表示する場合、当該表示が委託元や委託元の所属保険会社の行う表示である等の認証を防止するための措置	147-3	誤った商品説明や特定の商品に対する不適切な評価等、所属する保険募集人が保険募集を行う際にお客さまの正しい商品理解を妨げおそれがあるような不適切な行為を行わないよう、以下の全ての措置を講じている <不適切な行為防止に向けた措置> ・委託先が行う表示について、保険募集に該当しないようにする等、適切性を確保するための措置 ・委託先が不適切な表示を行っている場合、当該委託先に内容の修正または削除を行わせるための措置（改善がなされない場合には、当該委託先との契約を解除する等の対応を含む） ・委託先が、自分の取材等に基づき見解等を表示する場合、当該表示が委託元や委託元の所属保険会社の行う表示である等の認証を防止するための措置				
		応用項目	149	募集間連行為の第三者への委託にあたり、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成	148	募集間連行為の第三者への委託にあたり、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成				
		応用項目	149-1	紹介料（1件●円、初年度手数料の●%等）が契約書に記載されている	148-1	紹介料（1件●円、初年度手数料の●%等）が契約書に記載されている				
		応用項目	149-2	募集間連行為を第三者に委託し、またはそれに準じる関係に基づいて行わせる場合、定期的にその情報を保険会社へ報告している	148-2	募集間連行為を第三者に委託し、またはそれに準じる関係に基づいて行わせる場合、定期的にその情報を保険会社へ報告している				
【該当社のみ】 ② フランチャイズ契約時の対応（フランチャイザー）	フランチャイザーの代理店のみ対象	基本項目	150	フランチャイザーの対応について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成	149	【該当社のみ】商号等の使用許諾（他代理店（他の保険募集人を含む。）と商号等を共同使用している代理店のみ対象）				
		応用項目	150-1	募集を中心とした教育の実施、販売状況の管理、状況に応じて指導する旨を規定・契約している	150	他代理店（他の保険募集人を含む。）が自身と同一の事業を行いうる顧客に譲認せないための適切な措置（商号が別法人であることや商品ラインナップの違いを説明することなど）を講じている	編成の見直し	③	「商号等の使用許諾」と「保険募集人指導事業」は別の観点であり、フランチャイズ契約上、必ずしも両方を含んでいないケースがあるため、設問の編成を見直しております。	
		応用項目	150-2	商号を使用する場合に、別法人である旨や商品ラインナップの違いを説明している	150-1	【該当社のみ】商号等の使用許諾（他代理店（他の保険募集人を含む。）と商号等を共同使用している代理店のみ対象）				
		応用項目	150-3	規程に則った指導・モニタリングを定期的に実施している	150-2	フランチャイザーの対応について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成				
		応用項目	150-4	規程に則った指導・管理実施状況を保険会社に報告している	150-3	募集を中心とした教育の実施、販売状況の管理、状況に応じて指導する旨を規定・契約している				
		応用項目	150-5	別法人である旨や商品ラインナップの違いについての説明を実施できているかについて、定期的に確認し、その状況を管理している	151	モニタリングで指摘された事項に関して改善策を徹求しており、必要に応じて、フランチャイザーに対する教育・管理・指導、システムの提供内容の在り方を見直している	修正	③	表現上の軽微な誤りがあつたため修正しております。	

業務品質評価区分	業務品質評価項目	評価の視点	基本応用区分	No.	2023年度業務品質評価基準 (現(旧))	No.	2024年度業務品質評価基準 (新)	対応区分	見直しの観点	対応理由
IV. ガバナンス	(8) コーポレートガバナンスに関する態勢整備・業務運営	⑨ 【該当社のみ】 フランチャイズ契約時における代理店の対応について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成	152	フランチャイジーの代理店のみ対象 フランチャイズ契約時に定めた内容を定期的に報告している フランチャイザーへ規程に応じた内容を定期的に報告している フランチャイザーの内部監査部署等による監査・点検の実施や、フランチャイザー主催の会議・研修を受講し、必要に応じて社内へ共有している	152	【該当社のみ】会員登録事業(フランチャイズ事業等)「フランチャイジーの代理店のみ対象」 ※全て「1.はい」であれば達成	152	編成の見直し	③	「商号等の使用許諾」「保険募集人指導事業」は別の観点であり、フランチャイズ契約上、必ずしも両方を含んでいないケースがあるため、設問の編成を見直しております。
		152-1 152-2 152-3			152-1 152-2 152-3	フランチャイズ契約に応じた募集／教育／管理態勢を構築している フランチャイザーへ規程に応じた内容を定期的に報告している フランチャイザーの内部監査部署等による監査・点検の実施や、フランチャイザー主催の会議・研修を受講し、必要に応じて社内へ共有している				
		【該当社のみ】 テレマーケティング実施時の対応 ※テレマーケティングは、代理店が能動的な電話による販売募集を行う行為(アワーカードを行なう場合を除く)を有する	153	テレマーケティングを行なう代理店のみ対象 テレマーケティング実施時の対応について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 説明すべき内容を定めたトースクリプト等を整備の上、徹底している お客様から今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底している トースクリプトを新設、変更する際に、募集管理部門・対象保険会社の確認・承認を行う旨を規定している 通話記録を保存し、お客様の意向(業電拒否)や申出を管理しているか、システムインフラが整備されている 営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者が通話記録を元に、取扱者が適切な対応をしているか確認している	153	テレマーケティングを行なう代理店のみ対象 テレマーケティング実施時の対応について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成 説明すべき内容を定めたトースクリプト等を整備の上、徹底している お客様から今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底している トースクリプトを新設、変更する際に、募集管理部門・対象保険会社の確認・承認を行う旨を規定している 通話記録を保存し、お客様の意向(業電拒否)や申出を管理しているか、システムインフラが整備されている 営業部門からの独立性を確保した担当部門・担当者が通話記録を元に、取扱者が適切な対応をしているか確認している	153-1 153-2 153-3 153-4 153-5			
		153-1 153-2 153-3 153-4 153-5			153-1 153-2 153-3 153-4 153-5	記録した内容を活用し、対応フローの改善・指導、好取組みについて社内に共有する仕組み及び実績がある	154	記録した内容を活用し、対応フローの改善・指導、好取組みについて社内に共有する仕組み及び実績がある		
(9) コンプライアンス推進態勢	⑩ 募集人管理	155	業務管理責任者および部署の職務内容・権限を明文化されている	155	業務管理責任者および部署の職務内容・権限を明文化されている					
		156	教育責任者および部署の職務内容・権限を明文化されている	156	教育責任者および部署の職務内容・権限を明文化されている					
		157	募集可能日まで募集できない旨を規定している	157	募集可能日まで募集できない旨を規定している					
		158	業務管理責任者を適切に配置し、変更があった場合には都度保険会社に報告している	158	業務管理責任者を適切に配置し、変更があった場合には都度保険会社に報告している					
		159	教育責任者を適切に配置し、変更があった場合には都度保険会社に報告している	159	教育責任者を適切に配置し、変更があった場合には都度保険会社に報告している					
		160	募集可能日を本人に通知している	160	募集可能日を本人に通知している					
		161	保険募集従事者全員の募集人登録が実施され、登録された募集人が一覧で管理(募集人ごとに販売可能な保険会社の管理を含む)されている	161	保険募集従事者全員の募集人登録が実施され、登録された募集人が一覧で管理(募集人ごとに販売可能な保険会社の管理を含む)されている					
		162	全募集人が使用人等の要件(※)を充足し、監査役等にも該当しない※代理店から保険募集に適切な教育・管理・指導を受けていることに加えて、代理店の事務所に勤務し、かつ、代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者(労働関係法規に基づく「雇用」「派遣」「出向」)	162	全募集人が使用人等の要件(※)を充足し、監査役等にも該当しない※代理店から保険募集に適切な教育・管理・指導を受けていることに加えて、代理店の事務所に勤務し、かつ、代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者(労働関係法規に基づく「雇用」「派遣」「出向」)					
		163	各代理店事務所に専任募集人(常勤かつ常駐の保険募集人)を配置している	163	各代理店事務所に専任募集人(常勤かつ常駐の保険募集人)を配置している					
		164	募集人の旧姓を使用を認めている代理店のみ対象 当該保険募集人が使用する氏名(旧姓)と「生命保険協会の募集人登録システム上の氏名(新姓)」が併記された管理簿等を整備し、お客様等からの苦情や照会等を受ける自社内の所属・担当者と共にしている	164	募集人の旧姓を使用を認めている代理店のみ対象 当該保険募集人が使用する氏名(旧姓)と「生命保険協会の募集人登録システム上の氏名(新姓)」が併記された管理簿等を整備し、お客様等からの苦情や照会等を受ける自社内の所属・担当者と共にしている					
		165	募集人登録事項の変更があった場合において、正当に代申会社への報告が実施されている(報告漏れ、報告遅延がないかどうかを確認)	165	募集人登録事項の変更があった場合において、正当に代申会社への報告が実施されている(報告漏れ、報告遅延がないかどうかを確認)					
		166	社会保険の潜伏行為がない旨を全件確認している(採用直後から社会保険に加入しているか、給与支払が4~6ヶ月のみ意図的に低位でないか、意図的に社会保険対象外の期間を設けていないか、短時間勤務者においても適切に把握しているか)	166	募集個人の行なう副業・兼業に関して、生命保険商品にかかる営業活動のなかで、副業・兼業を原因に結果としてお客様からの信頼を損なうことのないよう、会社としての考え方やルールを明確に示すとともに、その理由等についての募集人の教育・副業・兼業の実態の定期的な確認などの仕組みを整備している		新設	④	募集個人が副業・兼業においていた行為であっても、その行為態様によっては保険募集と一緒に見られる可能性があり、雇用者である代理店に対し責任が問われる恐れがあります。募集人の不適切な副業・兼業によりお客様に被害が生じないよう、代理店として募集人の副業・兼業の管理が必要であることから設問を新設しております。	
		167	社会保険の潜伏行為がない旨を全件確認している(採用直後から社会保険に加入しているか、給与支払が4~6ヶ月のみ意図的に低位でないか、意図的に社会保険対象外の期間を設けていないか、短時間勤務者においても適切に把握しているか)	167	社会保険の潜伏行為がない旨を全件確認している(採用直後から社会保険に加入しているか、給与支払が4~6ヶ月のみ意図的に低位でないか、意図的に社会保険対象外の期間を設けていないか、短時間勤務者においても適切に把握しているか)					
(10) 不適切事案への対応	⑪ 不適切事案への対応(含む懸念事項)への対応	168	不適切事案(※)発生時の報告主体・フロー・対応手順・態勢を規定している(代理店内での報告態勢、代理店から保険会社への報告態勢) ※不適切事案とは以下の事案(以降の設問も同様) ・代理店内で発覚した個人情報を漏洩する事案 ・代理店内で発覚した法人情報を漏洩する事案 ・代理店内で発覚したサイバー攻撃の予告がなされ、業務に影響を及ぼす可能性が高いと認められる事案を含む)	168	不適切事案(※)発生時の報告主体・フロー・対応手順・態勢を規定している(代理店内での報告態勢、代理店から保険会社への報告態勢) ※不適切事案とは以下の事案(以降の設問も同様) ・代理店内で発覚した法令等違反行為またはその疑いがある事案 ・代理店内で発覚した個人情報の漏洩する事案 ・代理店内で発覚したサイバー攻撃の予告がなされ、業務に影響を及ぼす可能性が高いと認められる事案を含む)					
		169	法令等遵守に関する責任者・担当部署の確認事項・対応内容・権限を規定している	169	法令等遵守に関する責任者・担当部署の確認事項・対応内容・権限を規定している					
		170	営業部門からの独立性を確保した法令等遵守責任者・担当部署(コンプライアンス部等)を設置している	170	営業部門からの独立性を確保した法令等遵守責任者・担当部署(コンプライアンス部等)を設置している					
		171	コンプライアンス上の懸念事案全件および対応結果について、経営層が出席する会議等の最高意思決定機関への報告規程がある	171	コンプライアンス上の懸念事案全件および対応結果について、経営層が出席する会議等の最高意思決定機関への報告規程がある					
		172	不適切事案が発生した際の対応する担当部署または対応責任者を明確にしている(兼務可)	172	不適切事案が発生した際の対応する担当部署または対応責任者を明確にしている(兼務可)					
		173	サイバー事案の防止に向け、社内ネットワークに不正や異常がない監視・分析・事案発生時に対応する担当部署または担当者を明確にしている(兼務可)	173	サイバー事案の防止に向け、社内ネットワークに不正や異常がない監視・分析・事案発生時に対応する担当部署または担当者を明確にしている(兼務可)					
		174	不適切事案が発生後、規程に沿った対応を行い、経営層・保険会社への報告が迅速(速くとも1週間以内に第一報)に行われている ※前年度以降、該当事案が発生していない場合は「3.対象外」を選択	174	不適切事案が発生後、規程に沿った対応を行い、経営層・保険会社への報告が迅速(速くとも1週間以内に第一報)に行われている ※前年度以降、該当事案が発生していない場合は「3.対象外」を選択					
		175	不適切事案が発生した際には規程に定められた懲戒処分を行なう態勢を整備している(懲戒処分の是非の妥当性を管理している)	175	不適切事案が発生した際には規程に定められた懲戒処分を行なう態勢を整備している(懲戒処分の是非の妥当性を管理している)					
		176	発生した不適切事案に対する原因分析(経緯の確認・原因の把握)、再発防止策を実施し、改善状況を確認する態勢を整備している	176	発生した不適切事案に対する原因分析(経緯の確認・原因の把握)、再発防止策を実施し、改善状況を確認する態勢を整備している					
		177	コンプライアンス上の懸念事案の発生状況および対応結果(発生していない場合は発生していない旨の報告)について、経営層が出席する会議(コンプライアンス委員会、経営会議等)へ定期的に報告している	177	コンプライアンス上の懸念事案の発生状況および対応結果(発生していない場合は発生していない旨の報告)について、経営層が出席する会議(コンプライアンス委員会、経営会議等)へ定期的に報告している					
		178	独立性が担保(内部通報者が保護される仕組み)された内部通報態勢を整備の上、全従業員に周知されている 内部通報の状況を適切な責任者(経営層等)に共有化し、改善策が取られている ※前年度以降、該当事案が発生していない場合は「3.対象外」を選択	178	独立性が担保(内部通報者が保護される仕組み)された内部通報態勢を整備の上、全従業員に周知されている 内部通報の状況を適切な責任者(経営層等)に共有化し、改善策が取られている ※前年度以降、該当事案が発生していない場合は「3.対象外」を選択					
		179	従業員満足度を高める独自取組みを実施している	179	従業員満足度を高める独自取組みを実施している					
(11) 従業員管理	従業員満足度向上に向けた取組み	180	有給休暇取得状況を常時把握の上、取得奨励が行われ、法令上取得すべき有給日数(年5日)を全員が取得している	181	有給休暇取得状況を常時把握の上、取得奨励が行われ、法令上取得すべき有給日数(年5日)を全員が取得している					
		181	時間外勤務の状況が常時把握され、適切に指導が行われている	182	時間外勤務の状況が常時把握され、適切に指導が行われている					
		182	従業員向けの定期健康診断を実施している	183	従業員向けの定期健康診断を実施している					
		183	就業規則や給与・賃金規程がある	184	就業規則や給与・賃金規程がある					
		184	従業員の勤怠状況および活動状況について、本人による申請・管理者による承認・本部による定期的な確認が仕組み化されている	185	従業員の勤怠状況および活動状況について、本人による申請・管理者による承認・本部による定期的な確認が仕組み化されている					
		185	時間外労働に関する労使協定(36協定)がある	186	時間外労働に関する労使協定(36協定)がある					
		186	時間外勤務の上限について目標が設定され、社内に周知されている	187	時間外勤務の上限について目標が設定され、社内に周知されている					
		187	代理店としての経営理念を策定の上、従業員へ周知徹底している	188	代理店としての経営理念を策定の上、従業員へ周知徹底している					
		188	代理店としての経営計画(数値のみの販売計画ではなく、代理店の発展に向けた具体的な施策を定めたもの)を策定の上、従業員へ周知徹底している	189	代理店としての経営計画(数値のみの販売計画ではなく、代理店の発展に向けた具体的な施策を定めたもの)を策定の上、従業員へ周知徹底している					
		189	お客様本位の業務運営について周知の上、実践状況をモニタリングし、適宜、取組みの改善・改革が図られている	190	お客様本位の業務運営について周知の上、実践状況をモニタリングし、適宜、取組みの改善・改革が図られている					
		190	経営計画について実践状況をモニタリングし、適宜、取組みの改善・改革が図られている	191	経営計画について実践状況をモニタリングし、適宜、取組みの改善・改革が図られている					
		191	従業員満足度を高める独自取組みを実施している	192	従業員満足度を高める独自取組みを実施している					